平成２４年（フ）第１３９０号
埼玉県川口市並木２丁目40番15―205号　ライオンズマンション川口並木２丁目
債務者　長谷　瑞希（旧氏名遠山崇・長谷崇）
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３２号
さいたま市南区沼影２丁目11番13号
債務者　高橋　　剛
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４４２号
さいたま市南区文蔵１丁目８番25号　吉元ビル101
債務者　吉川　一宏
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４５５号
埼玉県北本市北本４丁目211番地１　シティハイムコーポ北本Ａ―102
債務者　安藤　秀二
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７３号
さいたま市緑区太田窪１丁目30番12号　フェリーチェフローラ105号
債務者　齋藤久美子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５０９号
埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目15番５号
債務者　高橋　柚嘉（旧姓早船）
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１４号
さいたま市見沼区大字東門前175番地　イーストハイツ103
債務者　濱木　勝芳
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３８号
埼玉県北足立郡伊奈町栄５丁目242番地　第３たちばなコーポ102
債務者　齋藤　真徳
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６６号
さいたま市緑区大字三室1120番地９　楓荘202号室
債務者　内山　浩伸
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５７１号
埼玉県桶川市大字坂田1214番地の50
債務者　五味　直美
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
千葉県銚子市明神町１丁目４番地の１　スカイハイツ３号
債務者　齋藤けい子（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第５２２号
神奈川県平塚市田村２丁目10番４―458号、前住所神奈川県平塚市四之宮２丁目21番27―202号　パストラルピア
債務者　佐藤　　幸
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６２号
新潟県加茂市芝野７番２―１号
債務者　樋口　良英
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第１８０号
新潟県南魚沼市一村尾3295番地３、前住所東京都中野区中央２丁目８番15―802号
債務者　林　　司
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
新潟県長岡市栃尾表町７番４号
債務者　小林久美子
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第４５３号
愛知県豊田市鴛鴨町中高根123番地　レスポワール石川Ａ―103号、前住所愛知県豊田市御幸本町７丁目305番地１　ネオグランデ大林206号
債務者　山崎　美子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
堺市堺区五条通４番11号　増田文化７号
債務者　一品料理ひまわりこと　**荒**木美枝子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで大阪地方裁判所堺支部破産係